

高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、介護人材のスキルアップによる定着の促進を目的として、「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」における認証福祉・介護事業所（以下「補助事業者」という。）が、職員に外部研修等を受講させる場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率、補助額の範囲等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に関する事業内容、補助基準額、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、同表の補助基準額の欄に定める額と同表の補助対象経費の欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付決定額を増額しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすもので

ない場合は、この限りでない。

ウ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。

(5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(8) 県税の滞納がないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(補助事業の変更等の承認の決定)

第9条 知事は、第7条第2号の規定による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業の変更(中止・廃止)承認の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を

求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第5号、第10条第3項、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
高知県認証福祉・介護事業所 研修事業	高知県認証 福祉・介護事業所	研修等の受講費用	1法人当たり5万円以内 (過年度の補助額を含む。)	10分の10

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(申請者) 住 所
氏 名
(生年月日 年 月 日)

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象事業の目的及び内容

3 振込先 (金融機関名・支店名)
(口座種別・口座番号)
(口座名義(ｶﾅ))

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書抄本（別紙3）
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、関係資料

5 連絡先

担当者の氏名		電話番号	
--------	--	------	--

補 助 金 所 要 額 調 書

単位：円

事 業 名	総事業費 A	寄附金 その他の収入 B	差引き額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	県費補助基準額 E	県費補助所要額 F	備考
合 計							

(注) E 欄は、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を記入してください。

F 欄は、C 欄、D 欄又はE 欄のうち金額の少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）を記入してください。

事業計画書

1 研修計画

日程	研修名	研修内容	主催者	開催場所	受講費	受講予定者 役職・人数

(注1) 外部研修、外部講師を招いての事業所内研修及びオンライン研修が対象となります。

(注2) 研修内容が分かる資料（開催要項等）を提出してください。

歳入歳出予算書抄本

1 収入の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
県補助金		
計		

2 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
計		

上記は、令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業の歳入歳出予算書抄本であることを証明します。

住 所

氏 名

第 号
年 月 日

高知県知事 様

（申請者）住 所

氏 名

補 助 事 業 変 更 （ 中 止 ・ 廃 止 ） 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 金 円
- 3 変更（中止・廃止）理由
- 4 変更内容
- 5 補助金変更所要額調書（別紙1）
- 6 事業変更計画書（別紙2）
- 7 歳入歳出予算書抄本（別紙3）

補 助 金 変 更 所 要 額 調 書

単位：円

事 業 名		総事業費 A	寄附金 その他の収入 B	差引き額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	県費補助 基準額 E	県費補助 所要額 F	備考
	変更前							
	変更後							
	変更前							
	変更後							
	変更前							
	変更後							
合 計	変更前							
	変更後							

(注) E 欄は、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を記入してください。

F 欄は、C 欄、D 欄又は E 欄のうち金額の少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）を記入してください。

事業変更計画書

1 研修計画

日程	研修名	研修内容	主催者	開催場所	受講費	受講予定者 役職・人数

(注1) 外部研修、外部講師を招いての事業所内研修及びオンライン研修が対象となります。

(注2) 研修内容が分かる資料（開催要項等）を提出してください。

歳入歳出予算書抄本

1 収入の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
県補助金		
計		

2 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
計		

上記は、令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業の歳入歳出予算書抄本であることを証明します。

住 所

氏 名

第3号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

（申請者）住 所

氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受け
ました令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業を完了しましたので、高知県認証福祉・
介護事業所研修事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて
報告します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金受入済額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 5 | 添付書類 | | |

- （1）補助金精算書（別紙1）
- （2）事業実績報告書（別紙2）
- （3）歳入歳出決算書（別紙3）
- （4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、関係資料

補 助 金 精 算 書

単位：円

区 分	総事業費 A	寄附金 その他の収入 B	差引き額 (A－B) C	対象経費 実支出額 D	県費補助 基準額 E	県補助金 確定額 F
合 計						

(注) E 欄は、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を記入してください。

F 欄は、C 欄、D 欄又は E 欄のうち金額の少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）を記入してください。

別紙 2

事業実績報告書

1 研修受講実績

日程	研修名	研修内容	主催者	開催場所	受講費	受講者 役職・人数

(注1)外部研修、外部講師を招いての事業所内研修及びオンライン研修が対象となります。

(注2)研修内容及び受講実績が確認できる資料（開催要項、受講者名簿、受講料の支払領収書等）を添付してください。

歳入歳出決算（見込み）書

1 収入の部

単位：千円

区 分	予 算 額	決算（見込）額	説 明
県補助金			
計			

2 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	決算（見込）額	説 明
計			

上記は、令和 年度高知県認証福祉・介護事業所研修事業の歳入歳出決算（見込み）書抄本であることを証明します。

住 所

氏 名

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました令和 年度高知県
認証福祉・介護事業所研修事業について、高知県認証福祉・介護事業所研修事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b)-(a) 円

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、国税還付金振込通知書(写し)その他参考となる資料を添えてください。